

## JETRO ASEAN 知財セミナー

# ASEANにおける知的関連判決への アクセス性に関する調査

2013年6月18日

弁護士 小野寺 良文

## 調査事項

- ① 対象国において知的財産権に関する裁判例(刑事及び民事)は、裁判所によって一般に入手可能な形態で公表(出版物として又はWeb等)されているか。公表されている場合、根拠法はあるか。

(公表されている場合)どのような形態で公表されているか。すなわち、公表の時期、言語、判例全文か要約か、全ての判例か重要な判例のみか等。

- ② 対象国の公用語に英語が含まれない場合、上記判例は、英語で公表されているか。

(英語で公表されている場合)どのような形態で公表されているか。すなわち、公表の時期、言語、判例全文か要約か、全ての判例か重要な判例のみか等。

- ③ 対象国において知的財産に関する判例の情報を提供する民間のサービスはあるか。

(対象のサービスが存在する場合)どのような形態で公表されているか。すなわち、公表の時期、言語、判例全文か要約か、全ての判例か重要な判例のみか、費用及びサービス名等。

## Key Issues

- 公用語(準公用語)に英語が含まれる国(ブルネイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール)は、当然のことであるが英語によるアクセスが良好であるが、その他の国については、英語での情報がほとんどない状況である。
- 特にベトナムについては、民間のデータベースの整備も進んでおらず、現地の代理人を通じて判例の入手が非常に困難であった。

## 結果の概要

	裁判所の公表(①)	英語での公表(②)	民間のサービス(③)
ブルネイ	○ 有り。原則として全ての高等裁判所、中間裁判所の判例全文が英語の紙媒体で出版	○ 有り(英語のみ)。	× なし。
カンボジア	× なし。	× なし。	× なし。
インドネシア	○ 有り。最高裁判所の判決等のみだが、その全文がWeb上にインドネシア語で公表。	× なし。	× なし。但し、日本において、重要な裁判例要旨をWebで英語により掲載する非商用データベースが存在する。
ラオス	× なし。	× なし。	× なし。
マレーシア	△ 有り。連邦裁判所及び控訴裁判所の重要な判決や決定がWeb上に英語で掲載(事実是要旨、判決・決定は全文)。知財判例へのアクセスには不適。	○ 有り。	○ 判例や決定全文をWeb上で英語により閲覧できる有償サービス。要旨での閲覧も可能。要旨で閲覧する際はマレーシア語でも閲覧可能。

# 結果の概要

	裁判所の公表(①)	英語での公表(②)	民間のサービス(③)
ミャンマー	○ 有り。重要な事案にかかる判決のみ紙媒体で年1度出版(Webはなし)。	× なし。	○ 有り。ミャンマー語で重要な事案にかかる判決を紙媒体で有償で出版するサービス。
フィリピン	○ 有り。最高裁及び上告裁判所、税控訴裁判所等が裁判例を出版・公表(最高裁・上告裁判所は紙媒体の出版物、税控訴裁判所等はWebサイト)	○ 有り(英語のみ)。	○ 有り。 ・最高裁の決定全文を書面・Webで掲載するサービス。 ・準司法機関の決定全文をCD又はWebで提供するサービス。
シンガポール	○ 最高裁判決についてWebで閲覧が可能。決定は全文で英語で記載(書籍はなし)。	○ 有り(英語のみ)。	○ 有り。 ・重要な裁判例を書面・Webで掲載するサービス。 ・シンガポールだけでなくマレーシアやインド等の重要裁判例も閲覧可。

## 結果の概要

	裁判所の公表(①)	英語での公表(②)	民間のサービス(③)
タイ	○ 有り。最高裁及び知的財産及び国際貿易中央裁判所が重要な裁判例について要旨を出版・公表(最高裁は紙媒体の出版物、CD-ROM、Webサイト、知的財産及び国際貿易中央裁判所は出版物のみ)	× なし。	○ 有り。最高裁判所判決の要旨を提供するサービス。但し、内容及び範囲は最高裁が出版・公表するものと同様。
ベトナム	○ 最高裁判所は、自らが審理した事例に関するもののみ紙媒体で年1度出版。	× なし。	× なし。但し、日本において、重要な裁判例要旨をWebで英語により掲載する非商用データベースが存在する。

## 連絡先

小野寺 良文

---

電話: +81-3-5223-7769

E-mail: [yoshifumi.onodera@mhmjapan.com](mailto:yoshifumi.onodera@mhmjapan.com)

**ご清聴ありがとうございました。**